



2024年8月26日

各位

上場会社名 マルハニチロ株式会社
代表者 代表取締役社長 池見 賢
(コード番号 1333 東証プライム)
問合せ先責任者 経営企画部 部長役 小林 悦子
(TEL. 03-6833-0696)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、本日（2024年8月26日）開催の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、「経営戦略とサステナビリティの統合」「価値創造経営の実践」「持続的成長のための経営基盤強化」の3つのコンセプトに基づき、2022年3月28日にマルハニチログループ中期経営計画「海といのちの未来をつくる MNV 2024」を公表し、企業価値向上と持続的成長の実現へのチャレンジを進めております。同計画では、マルハニチロの企業価値（MNV）の最大化に向けて、事業の継続性を担保する土台である経済価値（MNEV）の最大化に向けた経営戦略を着実に実行しつつ、環境価値（EV）・社会価値（SV）を最大化することを目指しております。

かかる中、当社は、足元において、MNEVの最大化・企業価値向上に向けた中長期的な具体的取組みとして、①資本効率性を意識した経営、②開示の充実化、③株主還元強化、④政策保有株式の縮減等を内容とする「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を2024年6月25日に公表しております。

この内、④政策保有株式の縮減については、2年以内を目安に政策保有株式の3分の2以上の売却等による資産圧縮を通じた収益性向上を掲げておりますが、かかる取組みの一環として、当社は当社株式を政策保有株式として保有している金融機関等の株主様との間で株式持合い関係の見直しについての議論を主体的かつ積極的に進めてまいりました。

今般、当該株主様との間で、当社株式の売却についての合意に至ったことから、当該株主様における当社株式の円滑な売却機会の提供に加え、投資家層の拡大及び多様化、流動性向上を図るべく、当社普通株式 3,258,100 株（オーバーアロットメントによる売出しは除く。議決権数 32,581 個、2024年3月31日現在の総株主の議決権数 501,133 個に対する比率 6.50%相当）の売出しを決定いたしました。

当社は、本件売出しを通じて当社の取組みをご支援頂ける幅広い投資家の皆様へ当社株式を保有頂くことで、更なる当社の企業価値向上と持続的成長を目指してまいります。

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 3,258,100 株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数
- | | |
|--------------------|----------|
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 753,200株 |
| 農林中央金庫 | 669,000株 |
| 損害保険ジャパン株式会社 | 629,900株 |
| 株式会社みずほ銀行 | 573,700株 |
| 株式会社山口銀行 | 317,900株 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 165,600株 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 100,500株 |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 48,300株 |
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2024年9月3日(火)から2024年9月5日(木)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（当該価格が3,000円超の場合は1円単位として1円未満の額を切捨て、3,000円以下の場合には0.5円単位として0.5円未満の額を切捨てる）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）
- (4) 売 出 方 法 みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、財務担当役員に一任する。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>2.をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 488,700株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から488,700株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、財務担当役員に一任する。
- (10) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から488,700株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、488,700株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュューオプション」という。）を、2024年9月26日（木）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2024年9月26日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュューオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシュューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である農林中央金庫、株式会社みずほ銀行、株式会社山口銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社並びに当社株主である大東通商株式会社及び林兼産業株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。